

## 契約前書面（2号警備業務）

### 契約の概要について記載した書面

（警備業法第19条、施行規則第33条第2号）

本書面は、警備業法第19条第1項に基づく書面です。ご契約に当たり、本書面をよく読まれた上で、ご契約ください。

愛媛県松山市高井町1347番地1

株式会社 北四国警備保障

代表取締役 高岡 進

TEL (089) 970-8110 FAX (089) 970-8108

項目	内容
1 警備業務を行う期間	別紙お見積書及びお客様と協議の上、本契約を締結する前日までに決定する。
2 警備業務を行う日及び時間帯	別紙警備計画書及びお客様と協議の上、本契約を締結する前日までに決定する。
3 警備業務を行うこととする場所	お客様と協議の上、本契約を締結する前日までに決定する。
4 警備員の人数及び担当業務	お客様と協議の上、本契約を締結する前日までに決定する。
5 警備員が有する知識及び技能	法令で定められている警備業務の知識及び技能についての教育を修了した者。原則として交通誘導警備業務1級又は2級の資格を有する者を配置する。
6 警備員が用いる服装	公安委員会届出の弊社所定の制服
7 使用する機器又は各種資機材	安全チョッキ・赤白手旗・警笛・無線機・必要に応じて規制車両等の資機材
8 負傷等の事故発生時の措置	「警備指令書」に基づき措置を行なうとともに、「緊急連絡先一覧」に基づき必要な連絡を行なう。
9 報告の方法、頻度及び時期その他依頼者への報告	警備業務終了後に「警備報告書」を作成し提出する。
10 警備料金・その他の費用	別紙お見積書及びお客様と協議の上、本契約を締結する前日までに決定する。
11 支払の時期及び方法	毎月末日を締切日とし、請求書を受領した翌支払日に弊社指定の金融機関の口座に現金にて振り込み支払い。（振込手数料は弊社負担）
12 警備業務の再委託に関する事項	業務の全部又は一部を貴社の承認のもとに弊社の責任において弊社の指定する第三者に再委託することができるものとする。
13 免責に関する事項	(1) 天災地変その他弊社の責めに帰さない損害 (2) 弊社から改善要請を行なったにもかかわらず、是正されなかったために発生した損害
14 損害賠償の範囲、損害賠償額その他の損害賠償に関する事項	弊社の責めに帰すべき損害について、警備業賠償責任保険に基づき、対人10億円、対物10億円を限度として賠償する。但し、1事故につき総額10億円までとする。
15 契約の更新に関する事項	その都度、協議して決定する。
16 契約の変更に関する事項	その都度協議して決定する。
17 契約の解除に関する事項	貴社の従業員等、一般役員若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるときは、いつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。
18 警備業務に関する苦情の受付窓口	弊社 取締役副社長 高岡 俊典 TEL (089) 970-8110
19 特約事項	特約事項がある場合は、別紙書面を提出する。

警備業法に定める書面の交付に代わる事項を掲載しておりますので、提出書類の一部をホームページの公開をもって提出に代えさせていただきます。上記に基づく警備契約の締結が完了致しましたら、契約後書面を交付いたします。恐れ入りますが、契約に必要な書類一式の受領印をお願いします。